

休日労働相談会

～10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です～

労働条件や労使関係など職場で起こる様々なトラブルについて、労働問題アドバイザーが、働く方、事業主の方、双方からの相談にお答えします！ぜひお気軽にご利用ください。

なんでも相談

佐世保会場

10月19日 日

▶ 10時00分～16時00分

県北振興局天満庁舎
(旧県北会館) 3階会議室

▶ 佐世保市天満町1-27

長崎会場

10月26日 日

▶ 9時30分～16時30分

長崎県庁行政棟
3階308会議室

▶ 長崎市尾上町3-1



事前予約  ☎095-894-3571 ご予約優先！ ※当日受付も可

電話相談も受け付けます！

同時開催

10月19日 日・10月26日 日

▶ 9時30分～16時30分

 0120-783-258

※県内からのお電話に限ります。



近年の相談事例

- ・賃金未払い
- ・パワハラ
- ・解雇
- ・雇止め
- など

 **長崎県労働委員会事務局**

✉ s23000@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県労働委員会事務局

検索

☎095-894-3571



労働トラブルでお悩みの皆様

費用
無料

秘密
厳守

労働委員会のあっせん をご活用ください!

～働く方、事業主の方、どちらからもお問い合わせいただけます～



このような
お悩みは
労働委員会で
解決!

長崎県労働委員会

労働委員会は働く方と事業主の方とのトラブルを解決するため、法律によって設けられた行政機関です。

公益委員（弁護士など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（会社経営者など）がそれぞれの立場を代表するあっせん員として、労使双方の主張をよく聞き、話し合いによる解決をお手伝いします。

**まずはお気軽
にお問合せください!**

 長崎県労働委員会事務局
〒850-8570 長崎市尾上町3-1行政棟7階
☎ **095-894-3571**
✉ s23000@pref.nagasaki.lg.jp

労働委員会の紛争解決制度について

長崎県労働委員会事務局

令和7年度 集団指導資料



1.令和6年度の医療・福祉業界からの労働相談件数 (県労働相談情報センター)

162件

相談内容：賃金、解雇、雇止め、ハラスメントなど

→長崎県では、医療・福祉業界の就業者数が多いため、
労働トラブルも多く発生していると考えられます。



2.医療機関・福祉施設からの相談

使用者側（医療機関・福祉施設等）からの労使紛争に関する相談事例もあります。

〈使用者の方のお悩みの一例〉

- 裁判はお金がかかる
- 早く解決したい
- 会社の主張も聞いてほしい
- 組合と対立している
- 専門家の意見が聞きたい

従業員とトラブルに
なって困った



3.労働委員会の「あっせん」で解決

- | | | |
|---------------|---|---------------------------|
| ●裁判はお金がかかる | ⇒ | 費用無料 |
| ●早く解決したい | ⇒ | 迅速解決 |
| ●会社の主張も聞いてほしい | ⇒ | 公平中立 |
| ●組合と対立している | ⇒ | 丁寧に仲裁 |
| ●専門家の意見がほしい | ⇒ | 弁護士・労働組合役員・
経営者などがサポート |



詳しく説明いたします

労働委員会に
ついて

あっせん制度
について

4.労働委員会

- 労働者と使用者間のトラブルの調整を行う
各都道府県に設けられた専門的な行政機関です。
- 当事者間で解決が困難なトラブルを
公平な第三者として、仲立ち（あっせん）をし、
円満な解決をお手伝いします。



5.労働委員会の主な業務

- (1) 労働争議の「あっせん」
- (2) 個別労働紛争の「あっせん」
- (3) 不当労働行為の審査
- (4) 争議行為の発生届・争議行為の予告通知の受理
- (5) 労働争議の実情調査

※本日は(1) (2)を説明いたします。

(3)～(5)について詳しく知りたい方は長崎県労働委員会ホームページをご覧ください。



6.労働委員会の組織

【労働委員会】

：労働問題の専門家

公益委員

労働者委員

使用者委員

【事務局】

：委員をサポートする

事務局長

調整審査課

7.労働委員

長崎県労働委員会は、公労使各5名ずつ、合計15名の委員で運営しています。



使用者委員

会社経営者、使用者団体役員など
→使用者側の事情を的確に把握する役割



公益委員

弁護士、大学教授など
→公平な第三者的立場



労働者委員

労働団体役員など
→労働者側の事情を的確に把握する役割

7. 労働委員

「**公・労・使の三者構成**」が労働委員会の最大の特徴となっており、
各々の専門性の発揮とともに、特に使用者委員と労働者委員は、当事者と同じ立場にある委員として、
双方の気持ちを汲んで本音を引き出し、意見を聴いて説得することにより、
丁寧で満足感のある合意を導きます。



使用者委員



公益委員



労働者委員

8. 「あっせん」の対象

- ① 労働組合と使用者との間で起きた労働関係の紛争で、当事者間で解決できないとき
- ② 労働者個人と使用者との間で起きた労働問題のトラブル（解雇、ハラスメント、賃金未払いなど）で、話合いがまとまらないとき

※ あっせん対象の事案であるかどうかは、長崎県労働委員会ホームページをご覧ください。
事務局までお問い合わせください。

9. 「あっせん」の方法

公・労・使の三者からなる、あっせん員が間に入り、
双方の主張を確かめ、歩み寄りを促して解決に導きます。



使用者委員

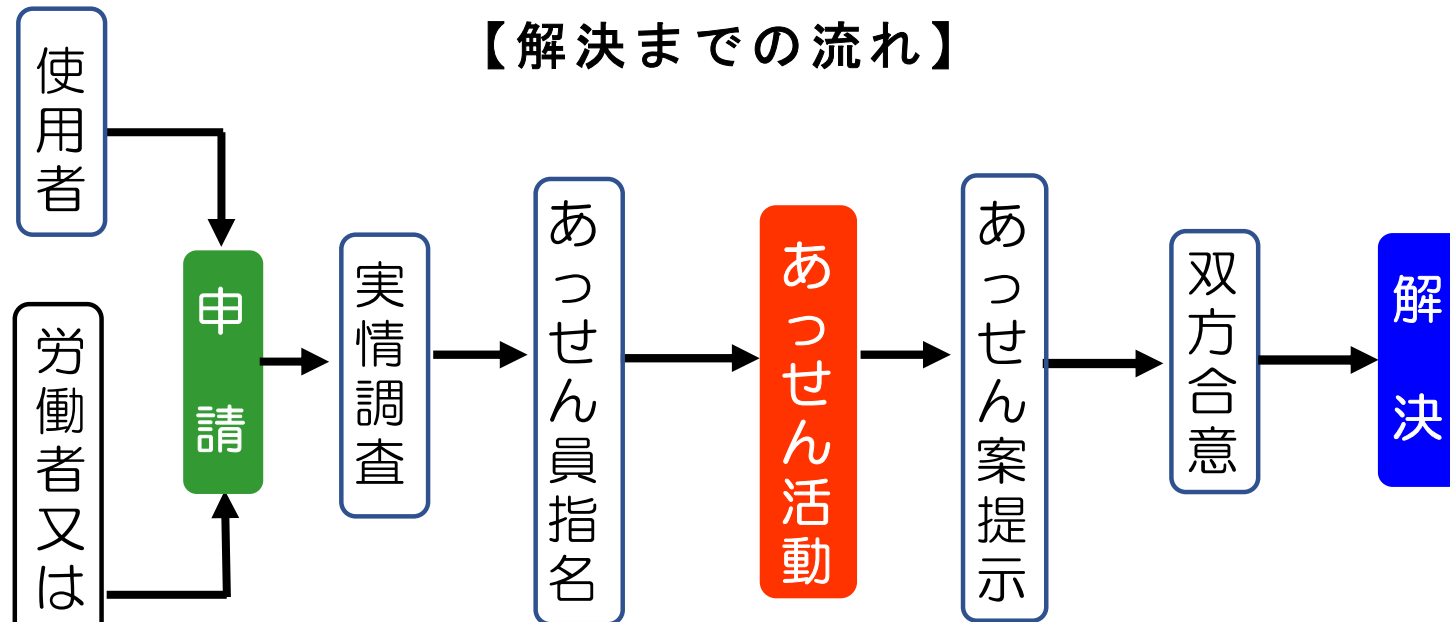


公益委員



労働者委員

10. 「あっせん」の流れ



※次のようなときは「あっせん」を打ち切る場合があります

- ・双方の主張の隔たりが大きく、解決の見込みが立たない場合
- ・あっせん案を提示した際に双方又は一方が拒否する場合

11.取り扱った事例

- ・ 解雇・人事
- ・ パワーハラスメント
- ・ 賃金
- ・ 団体交渉が不調の場合の調整

12. 使用者（会社）からも申請可能です

「あっせん」は、使用者の方も申請できます。



「あっせん」を受ける立場になられた場合も、労働委員会が、双方のお話を丁寧に聞き取り手続きを進めます。

ぜひ「あっせん」の場をご活用ください。

13.さいごに

労働委員会による労働紛争の「あっせん」などについて、
さらにお知りになりたい方は、
長崎県労働委員会事務局へお気軽にお問合せください。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟7階

TEL：095-894-3571

ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.jp/section/rodo-i/index.html>

休日労働相談会

～10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です～

労働条件や労使関係など職場で起こる様々なトラブルについて、
労働問題アドバイザーが、働く方、事業主の方、双方からの相談に
お答えします！ぜひお気軽にご利用ください。

なんでも相談

佐世保会場

10月19日(日)

▶ 10時00分～16時00分

県北振興局天満庁舎
(旧県北会館) 3階会議室

▶ 佐世保市天満町1-27

長崎会場

10月26日(日)

▶ 9時30分～16時30分

長崎県庁行政棟
3階308会議室

▶ 長崎市尾上町3-1

事前予約 ☎095-894-3571 ご予約優先！ ※当日受付も可

電話相談も受け付けます！ 同時開催

10月19日(日)・10月26日(日)

▶ 9時30分～16時30分

☎ 0120-783-258

※県内からのお電話に限ります。



近年の相談事例

- ・賃金未払い
- ・パワハラ
- ・解雇
- ・雇止め
- など

 長崎県労働委員会事務局

✉ s23000@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県労働委員会事務局

検索

☎095-894-3571



長崎の魅力に、
新たな変化を！

長崎の

拡大中！

ご視聴いただき
ありがとうございます

